

(様式4)

【その他報告】 No. 1

件名	新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について
担当	総務部
概要	<p>(経緯)</p> <p>8月18日 令和3年第12回教育委員会定例会</p> <p>8月25日 小中学校の2学期開始(前後より、子ども、教職員の検査受検者、陽性者数が増加。)</p> <p>9月9日 国において大阪府に対する緊急事態宣言再延長を決定 (9月13日～9月30日) 第58回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議 緊急事態宣言発出時の大阪府の対応決定</p> <p>9月10日 第30回堺市新型コロナウイルス対策本部会議 緊急事態宣言発出時の本市対応確認</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の感染レベル3に応じた対応(感染対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行わない)</li><li>・学校施設開放事業は中止。</li><li>・図書館は館内閲覧席や滞在時間に制限を設け開館。</li></ul> <p>(第30回堺市新型コロナウイルス対策本部会議で提示した対応)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・部活動は原則中止。但し、府大会以上に繋がるものや緊急事態宣言解除後に実施予定の公式大会・発表会等に向けた活動は、時間を短縮して実施。 活動の際は、検温等の健康観察を行い、具体的な感染対策を含めた活動計画を顧問が作成し、保護者の参加承認後、校長が活動を承認する手続きを実施。 感染リスクの高い活動は実施しない。</li><li>・登校時の健康観察カードに加え、毎授業時に健康観察を実施。また、マスクの正しい着用を促進。</li><li>・教職員の健康管理等では、体調不良時の対応のルール化、ワクチン接種の推奨</li><li>・休業については、「新型コロナウイルスの感染が確認された時のガイドライン」に則し、学校とともに検査対象者を抽出し、休業措置を決定。</li></ul>